資 料 編

１　中津市環境基本条例

平成 28 年３月 25 日中津市条例第 19 号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第７条―第 25 条）
附則

私たちが住む中津市は、耶馬日田英彦山国定公園の緑深き山々に抱かれ、豊前海にそそぐ水量豊富な山国川、その河口に広がる多種多様な生物が生息する中津干潟といった豊かな自然や景観に恵まれている。また、広大な中津平野には古くから人々が集まり、多くの歴史的文化遺産が形づくられ、現在も大分県北部の中心都市として発展している。

しかしながら、近年の経済発展に伴う社会情勢の変化により、地球規模での温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等の問題が生じ、また地域的には水質の汚濁、廃棄物の処理等の課題が山積し、生物の生存基盤である地球環境が脅かされている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を後世に継承する責務を有しており、この恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

ここに、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を全うし相互に協働することで、この恵み豊かな環境を後世に継承することを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及

び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させるとともに、その環境が後世に継承されるよう適切に行わなければならない。

２　環境の保全及び創造は、本市の多様で豊かな自然環境を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

３　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。

４　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも深く関わっていることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷を低減する責務を有する。

３　市は、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の方法により環境への負荷を低減する責務を有する。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献する責務を有する。

４　前３項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への負荷を低減する責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

（施策の基本方針）

第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

（１）　人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

（２）　生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。

（３）　水と緑のある良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、快適な都市環境が創造されること。

（４）　歴史的及び文化的遺産を保存及び活用することにより、歴史的及び文化的環境が確保されること。

（５）　人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用による環境への負荷の少ない生活文化が形成されること。

（６）　環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべてのものが協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的方向

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、中津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（規制の措置）

第 10 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為又は自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市は環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

（環境の保全及び創造に関する協定の締結）

第 11 条　市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（経済的措置）

第 12 条　市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境の保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する事業の推進）

第 13 条　市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設等の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全等）

第 14 条　市は、生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

（快適な環境の創造）

第 15 条　市は、良好な景観の確保、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を活かした環境の創造に努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第 16 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

２　市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（資源の循環的利用の促進）

第 17 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全の推進）

第 18 条　市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

（協働による推進）

第 19 条　市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第 20 条　市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する活動を自発的に行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるための教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第 21 条　市は、市民等が自発的に行う動植物種の保護及び生息環境の保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の提供）

第 22 条　市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に市民等に提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 23 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体等との連携）

第 24 条　市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組が必要とされる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

（年次報告等）

第 25 条　市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附　則

この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

２　中津市環境美化に関する条例

平成 21 年 12 月 18 日中津市条例第 62 号

（目的）

第１条　この条例は、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民等　市内に居住し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（２）　事業者　市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。

（３）　所有者等　市内にある土地、建造物、工作物、樹木又は自転車等の所有者、占有者及び管理者をいう。

（４）　環境美化　道路、河川（河川敷を含む。）、水路、側溝、公園、空き地、建造物又は工作物及びその周辺を、清潔かつごみ等の廃棄物が散乱又は放置されていない状態に保つことをいう。

（５）　空き缶等　空き缶、空きビン、空きペットボトルその他の容器（開栓後中身の入ったもの、栓及びふたを含む。）、たばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

（６）　ポイ捨て　道路、河川、公園、広場、駅その他公衆が利用し、又は通過することができる場所並びに他人の土地及び建造物又は工作物（以下、「公共の場所等」という。）において、散乱の原因となるような方法で空き缶等をみだりに投棄し、又は放置することをいう。

（７）　落書き　建造物、工作物又は樹木（以下、「建造物等」という。）の所有者等の承諾を得ず、当該建造物等にペンキ、絵の具、墨汁等の顔料又は染料等を使用し、文書又は図画を書く行為及び石又は器物を使用し、文書又は図画を刻み付け、傷つける行為をいう。

（８）　空き地　現に人が使用していない土地（人が使用している土地の未使用部分を含む。）をいう。

（９）　雑草等　雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。

(10)　廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。

(11)　不良状態　雑草等が繁茂し、若しくは密生したまま放置され、又は廃棄物が放置されており、その状態が次に掲げる状態のいずれかに該当する場合をいう。

ア　犯罪、災害又は交通事故の発生を誘発するおそれのある状態

イ　衛生害虫の発生等人の健康を阻害し、又は阻害するおそれのある状態

ウ　廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるおそれのある状態

エ　周囲の美観を著しく損なう状態

オ　その他市民の生活環境を阻害するおそれがある状態

(12)　飼養　犬、猫、その他愛がん動物（以下、「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排泄物等の適正な処理を行い、犬等を健康かつ衛生的に飼育することをいう。
(13)　屋外広告物　屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第２条第１項に規定する屋外広告物をいう。
(14)　自転車等　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第２条第１項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同法第２条第１項第 11 号の２に規定する自転車をいう。
(15)　駐輪場　一定の区画を限って設置された自転車等及び自動二輪車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）の駐車のための施設をいう。
(16)　自転車等の放置　自転車等の所有者等又は利用者（以下、「利用者等」という。）が、長時間にわたり自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態に置くことをいう。
(17)　放置自転車等　相当の長期にわたり、放置されている自転車等をいう。

（市の責務）

第３条　市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策を実施するとともに、市民等、事業者及び土地の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。

２　市は、この条例の目的を達成するため、環境美化活動を推進する各種団体の指導、育成及び支援に努めるものとする。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、自らが生活し、活動し、又は通過する場所の環境美化に努めるものとする。

２　市内に居住する者は、その居住する地域において行われる環境美化活動に協力するように努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の環境美化に努めるものとする。

２　事業者は、その事業及び事業活動により市内の美観を損なわないように努めるものとする。

３　事業者は、その従業員に対し、環境美化に関する意識の向上及び啓発を行うように努めるものとする。

（所有者等の責務）

第６条　土地及び建造物等の所有者等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

２　土地及び建造物等の所有者等は、当該土地及び建造物等の管理を自ら行うことができない場合は、適当な管理者を指定し、又は管理することができる者に依頼して、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

（ポイ捨ての禁止）

第７条　何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

（喫煙時の遵守事項）

第８条　何人も、屋外で喫煙しようとするときは、吸殻を処理する用具を携帯し、又は吸殻入れ等が設置されている場所で喫煙するように努めるものとする。

（飼い犬等の適正な管理）

第９条　犬等の所有者等（所有者又は占有者以外の者が一時的に飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、自ら飼養する犬等（以下、「飼い犬等」という。）が、周辺の衛生環境及び美観を損なわないように、中津市畜犬取締条例（昭和 40 年中津市条例第 39 号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより飼養しなければならない。

２　飼い主は、当該飼い犬等の飼養をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第 10 条　飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出す場合は、当該犬等のふんを回収する用具を携行し、当該犬等のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを直ちに回収し、適正に処理しなければならない。

２　飼い主は、飼い犬等が屋外又は敷地外に逃げ出す（一時的に屋外に出る場合を含む。）ことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（飼い主以外の市民等の遵守事項）

第 11 条　何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けする等みだりに給餌行為をしてはならない。

（自転車等の利用者等の遵守事項）

第 12 条　自転車等の利用者等は、やむを得ず公共の場所等（駐輪場を除く。）に自転車等を駐車する場合は、歩行者及び通行車両の迷惑とならないよう努めるとともに、駐車場所周辺の環境美化に努めるものとする。

２　自転車等の利用者等は、当該自転車等を長期間放置しないように努めるものとする。

（放置自転車等の撤去等）

第 13 条　公共の場所等の管理者は、その管理する場所に自転車等を放置しないよう注意を促す措置を講ずるように努めるものとする。

２　公共の場所等の管理者は、その管理する場所に放置自転車等がある場合で、当該放置自転車等が歩行者、当該公共の場所等の利用者又は通行車両の迷惑となっているときは、その管理権に基づき、当該放置自転車等の撤去又は適当な場所への移動、整理を行う等、適正な措置を講ずるように努めるものとする。

（宣伝物等の回収及び清掃）

第 14 条　公共の場所でビラ、チラシその他の宣伝の用に供する物品（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者（以下「配布者等」という。）は、当該公共の場所及びその周辺において宣伝物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講じなければならない。

２　配布者等は、当該配布終了後において、当該配布場所周辺に配布した宣伝物等が投棄され、放置され、又は散乱している場合は、これを回収又は清掃する等の措置を講じなければならない。

（屋外広告物の掲示等の制限）
第 15 条　屋外広告物を掲示又は表示する者は、屋外広告物法、大分県屋外広告物条例（平成 12 年大分県条例第 37 号）その他関係法令を遵守するとともに、周辺の環境美化に努めるものとする。
（回収容器の設置等）
第 16 条　自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物その他の物品を販売しようとする者（以下、「自動販売業者」という。）は、設置及び販売する場所に近接して空き缶等の回収容器を設置し、定期的に当該回収容器内の空き缶等の回収を行う等適正に管理しなければならない。
２　自動販売業者は、自らが管理する自動販売機周辺の環境美化に努めるものとする。
（空き地の管理）
第 17 条　空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態とならないよう常に適正な管理に努めるものとする。
２　空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態となった場合は、速やかにこれを解消するため、除草、かん木の剪定、枯れ草の除去、投棄された廃棄物の撤去その他必要な措置を講じなければならない。
（落書きの禁止）
第 18 条　何人も、落書きをしてはならない。
２　市、市民等、事業者並びに土地及び建造物等の所有者等は、自らが管理する建造物等に落書きを発見した場合は、速やかに当該落書きを消去する等環境美化に努めるものとする。
（指導及び勧告）
第 19 条　市長は、本条例の規定に違反（第 17 条第２項においては、空き地が不良状態になるおそれがあると認められる場合を含む。）した者（事業者を含む。）に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。
（氏名等の公表）
第 20 条　市長は、第７条、第９条第２項、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条第１項及び第 17 条第２項の規定に違反し、前条の規定に基づく勧告を受けた者（事業者を含む。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（事業者としての名称を含む。）及び勧告の内容を公表することができる。
２　市長は、前項の規定に基づく公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
（委任）
第 21 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。
（中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例等の廃止）
２　中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例（昭和 62 年中津市条例第 10 号）及び中津市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和 59 年中津市条例第 31 号）は、廃止する。

３　計画の策定体制

■ 中津市環境審議会（任期　2016.11.1～2018.10.31）

役 職	区 分	氏　名	所 属 団 体 等
会長	学識経験者	足利　由紀子	NPO法人水辺に遊ぶ会
副会長		久保　皓一	中津市地球温暖化対策協議会
委員		久持　顕子	中津市医師会
委員		前田　国生	中津歯科医師会
委員		川口　純市	中津薬剤師会
委員		室長　大應	東九州短期大学
委員		安廣　光男	NPO法人九州環境カウンセラー協会
委員	行　政	鹿毛　英樹	国土交通省山国川河川事務所
委員		大神　貴史	大分県北部保健所
委員		前田　良猛	中津市
委員		廣畑　　功	中津市教育委員会
委員	住民代表	福成　清子	中津商工会議所
委員		緑　恵美子	JAおおいた中津下毛女性部
委員		本田　哲也	大分県漁業協同組合中津支店
委員		岡本　裕徳	山国川流域森林組合
委員		小座本　要	中津市連合自治委員会
委員		末松　好美	－

■ 中津市環境審議会（任期　2018.11.1～2020.10.31）

役 職	区 分	氏　名	所 属 団 体 等
会長	学識 経験者	足利　由紀子	NPO法人水辺に遊ぶ会
副会長		久保　皓一	中津市地球温暖化対策協議会
委員		梶原　真奈美	中津市医師会
委員		前田　国生	中津歯科医師会
委員		川口　純市	中津薬剤師会
委員		室長　大應	東九州短期大学
委員		安廣　光男	NPO法人九州環境カウンセラー協会
委員	行　政	鹿毛　英樹	国土交通省山国川河川事務所
委員		河村　正	大分県北部保健所
委員		前田　良猛	中津市
委員		廣畑　　功	中津市教育委員会
委員	住民代表	福成　清子	中津商工会議所
委員		緑　恵美子	JAおおいた中津下毛女性部
委員		本田　哲也	大分県漁業協同組合中津支店
委員		岡本　裕徳	山国川流域森林組合
委員		小座本　要	中津市連合自治委員会
委員		髙川　尚子	耶馬溪歴史観光案内人の会

■ 中津市環境基本計画等策定委員会

役 職	職　　名
委員長	生活保健部長
副委員長	総務部長
委員	三光支所長
委員	本耶馬渓支所長
委員	耶馬溪支所長
委員	山国支所長
委員	商工農林水産部長
委員	総合政策課長
委員	教育総務課長

4　計画の策定経緯

年月日	会議・各種調査
平成 29 年度	
平成 29 年 8 月 17 日 ～平成 29 年 9 月 19 日	環境に関する意識・行動等に関するアンケート調査（市民）
平成 29 年 8 月 17 日 ～平成 29 年 8 月 31 日	環境に関する意識・行動等に関するアンケート調査（事業者）
平成 29 年 11 月 21 日	市民ワークショップ（山国支所管内）
平成 29 年 11 月 22 日	市民ワークショップ（耶馬渓支所管内）
平成 29 年 11 月 28 日	市民ワークショップ（本耶馬渓支所管内）
平成 29 年 11 月 29 日	市民ワークショップ（三光支所管内）
平成 29 年 11 月 30 日	市民ワークショップ（中津本庁管内）
平成 30 年 1 月 19 日	中津市環境基本計画等策定委員会
平成 30 年 1 月 29 日	中津市環境審議会
平成 30 年度	
平成 30 年 4 月 9 日 ～平成 30 年 4 月 22 日	環境関連団体等へのヒアリング調査
平成 30 年 6 月 25 日	中津市環境基本計画等策定委員会
平成 30 年 7 月 2 日	中津市環境審議会
平成 30 年 11 月 16 日	中津市環境基本計画等策定委員会
平成 30 年 11 月 29 日	中津市環境審議会

年月日	会議・各種調査
平成 31 年 2 月 12 日 ～平成 31 年 2 月 28 日	パブリックコメント
平成 31 年 3 月 8 日	中津市環境基本計画等策定委員会
平成 31 年 3 月 15 日	中津市環境審議会

５　用語解説

アルファベット索引

【BOD】⇒サ行【生物化学的酸素要求量（BOD)】参照

【CO_2】⇒ナ行【二酸化炭素（CO_2)】参照

【ISO14001】

環境マネジメントシステムの公式認証基準を規定した国際規格で、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、環境に配慮した経営を自主的に行っていることの証明。

【PM2.5】⇒ハ行【微小粒子状物質（PM2.5)】参照

ア行

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

【エコアクション 21】

事業者が環境に関する取り組みを効果的・効率的に行うために、取り組みを行う仕組み作り・取り組みの実践・取り組みの改善・結果の公表に関する方法について環境省が策定したガイドライン。

【エコツーリズム】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化に責任を持つ観光のあり方。

【エコドライブ】

自動車を発進する際に、穏やかにアクセルを踏み込むことや早目のアクセルオフなどの環境と家計にやさしい運転方法のこと。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の６物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

カ行

【外来生物】

国外や国内の他地域から人為的（意図的、または、非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息、または、生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響

を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

【合併処理浄化槽】

し尿のほか、台所や風呂などの生活排水も一緒に処理できる浄化槽のこと。団地などで共同使用される大型合併処理浄化槽と、各家庭・事務所などで使用される小型合併処理浄化槽とがある。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と比較して、河川への BOD 負荷量を 1／8 に抑えることができる。

【環境基準】

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで、維持することが望ましい基準を行政上の目標として定めたもの。

【環境基本計画】

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21 世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21 世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

【環境審議会】

環境保全に関する施策の作成実施のため、広く学識経験者などに意見を求めるため、総理大臣、環境大臣、関係大臣の諮問機関として環境省に中央環境審議会が置かれている。同様に、都道府県には都道府県環境審議会を置くこと、また、市町村には市町村環境審議会を置くことができるとされている。

【環境配慮型自動車】

二酸化炭素や排気ガスの発生を大幅に低減させることができるエンジンや動力源を備えた自動車のことで、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等をいう。

【協働】

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にあったものが、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなどの共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みを進めることで、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。

【グリーンエネルギー】

二酸化炭素や窒素酸化物といった環境負荷を及ぼす物質を出さない、あるいはその排出量が極めて少ないエネルギーをいう。太陽光や風力、バイオマス（生物資源）、地熱、天然ガスといった自然エネルギーも含まれる。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

【景観】

人間が視覚で捉えた事物をいう。一般的には「風景」と同じように使われているが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などに分類される。

【光化学オキシダント】

工場・事業場や自動車から排出される、窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

サ行

【最終処分場】

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいう。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の３つに区分される。

【再生可能エネルギー】

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

【里地里山】

都市と奥山の中間に位置し、森林、農地、草地、ため池などで構成され、農林業者など人の手で管理されてきた地域。

【自動車騒音】

自動車の走行に伴い発生する騒音のことをいう。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【省エネルギー】
石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常レベルにおいて取り組みが行われている。

【小水力発電】
水の流れを利用して発電する小規模な水力発電。

【植生】
ある区域に集まって生育している植物群とその環境。

【水源かん養機能】
森林が有している機能で樹木、落葉および土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能で、洪水調整、渇水緩和など河川流量の平準化を図る。

【生活排水】
台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭ではし尿とともに処理をされるが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

【生態系】
ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生息しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり。

【生物化学的酸素要求量（BOD）】
生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）とは、水中有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。
値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【生物多様性】
生物多様性条約など一般には、①さまざまな生物の相互作用から構成されるさまざまな生態系の存在＝生態系の多様性、②さまざまな生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という３つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していくうえで不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。
なお、「生物多様性国家戦略 2012－2020」の前文では、生物多様性の重要性について、次のような記述がある。「地球上の 3,000 万種とも推定される多様な生命は、誕生から約 40 億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応して進化してきたものです。それらは、地球生態系という一つの環の中で、

つながりとその相互作用の中で生きており、多様な生態系のさまざまな働きを通じて、人間も含めたすべての生命が存立する基盤が整えられているのです。また、多様で豊かな生物は、現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。さらに、多様で健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理（ことわり）に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくることが必要です。」

タ行

【地下水】

地表面より下に存在している水を地下水という。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じている。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下の帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けられる。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」という。

【地球温暖化】

地球の気温は、太陽の日射熱と地球から宇宙へ放出される熱を再度地表へ戻す温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど）によって一定のバランスを保ってきた。

しかし、産業革命以後、化石燃料などの大量消費により、温室効果ガスの濃度が急激に増加したことでこのバランスが崩れ、地球の平均気温が年々上昇している。

【低炭素社会】

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボンニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意思決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3R の推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要である。

【天然記念物】

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。文部科学大臣が指定するもののほか、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

ナ行

【二酸化炭素（CO_2）】

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によって発生するが、化石燃料の燃焼や熱帯林の減少などに起因して年々増加している。太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める「温室効果ガス」の一種。地球温暖化の原因となる。

【農業集落排水処理施設】

農業集落における、し尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設で、農業用排水の水質保全、機能維持、農村生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図ろうとするもの。

ハ行

【バイオマス】

一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等があげられ、未利用バイオマスとしては、稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物としては、さとうきびやトウモロコシなどがあげられる。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や、汚泥のレンガ原料としての利用の他、燃焼による発電、アルコール発酵及びメタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

【干潟】

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径 2.5μm（マイクロメートル：μm=100 万分の 1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

【防除】

生物による害を防ぐため、害を与える生物の進入防止・個体数の管理などを行うこと。

ラ行

【リサイクル】

廃品や資源を再利用すること。

【リデュース】

ごみとなるものを減らすこと。

【リユース】
容器などの再利用。なるべく長く、繰り返し使うこと。　（例）牛乳びん・ビールびん

【緑化】
植栽や種まきによって、その土地の植物を増やすこと。屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ、屋上緑化、壁面緑化などという。

【緑地】
樹木や草などの植物が主体となっている空間を意味するが、一般的には、都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間に対して使われる。都市計画などでは、普通緑地（都市公園、墓地等）、生産緑地（農林漁業等の生産に利用している土地）、準緑地（庭園、保存地）に分類する場合や、施設緑地（都市公園、公共施設緑地）と地域緑地（緑地の効用を発揮させるため、各種法制度により指定される緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、保安林等）に分類する場合がある。

6　出典

- p.15、写真：一目八景、一般社団法人 中津耶馬渓観光協会
- p.18、中津市における自然環境保全上重要な地域、環境省自然環境 Web-GIS より作成
- p.22、写真：アオギス、NPO 法人 水辺に遊ぶ会
- p.24、写真：山国川源流河川プール、一般社団法人 中津耶馬渓観光協会
- p.28、中津市における太陽光発電設備導入状況、固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイトより作成
- p.30、中津市における車両保有台数、「大分県統計年鑑」（大分県）より作成
- p.32、気候変動の影響例（左）、「平成 28 年地球温暖化影響調査レポート」（農林水産省）
- p.32、気候変動の影響例（右）、「平成 24 年九州北部豪雨災害中津市災害記録誌」（中津市）
- p.34、1 人 1 日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の推移、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）より作成
- p.38、大気測定結果の推移、「大気環境調査報告書」（大分県）より作成
- p.42、写真：青の洞門、一般社団法人 中津耶馬渓観光協会
- p.48、写真：中津市きれまち隊サポート事業 活動写真、中津市立豊陽中学校
- p.48、写真：大新田海岸松葉かき、中津市立小楠小学校
- p.67、写真：青の洞門、一般社団法人 中津耶馬渓観光協会

中津市環境基本計画

生活保健部　生活環境課

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地３

TEL：0979-22-1111

FAX：0979-23-4323

E-Mail：seikatsu@ city.nakatsu.lg.jp